

## ■耐震化促進（シェルター設置）補助の概要■

●耐震化促進補助を受けるには以下の全ての要件が必要となります。

### ①補助を受けることができる方

- 木造住宅の所有者の直近の課税所得金額が 5,070,000 円未満の方
- 固定資産税・都市計画税を完納している方

### ②補助を受けることができる住宅

- 一戸建ての住宅又は長屋又は共同住宅（兼用住宅も可）で木造のもの
- 原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築主事の確認を受けて建築されたもの
- 耐震診断の結果、耐震性が不足しているもの（評点が 1.0 未満等）
- 現に居住し、又はこれから居住しようとするもの

### ③補助を受けることができる工事

- 耐震改修技術者\* により改修計画を行ない、工事監理を行うもの
- 最下階で行う工事で、既設建物から独立して耐震性能を発揮するもの
- 補強を行う部屋は、寝室を含んでいること
- 補強後、その部屋から屋外に避難できること
- 公的機関の試験等により性能が証明されたシェルターを設置すること

※耐震改修技術者とは、建築士であってH24年度以降に開催された以下の講習会の受講修了者です。

- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」講習会（一般財団法人・日本建築防災協会主催）
- ・「既存木造住宅の耐震診断・改修」講習会（公益社団法人・大阪府建築士会主催）

●補助内容は以下のとおりです。

耐震改修（シェルター設置）に要する工事費の4/5（限度額 30 万円）

### 注意事項

- 補助申請者は、木造住宅の所有者です。
- 耐震改修工事とは、耐震補強に要する工事をいいますので、リフォーム工事等を合わせて行われる場合はリフォーム工事に要する費用は補助対象とはなりません。